

幕末期肥前多久地方における炭坑労働者の一考察 (二)

秀村, 選三
九州大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/13567>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 3, pp.5-8, 1974-05-27. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

幕末期肥前多久地方における炭坑労働者の一考察(二)

秀村選三

(5) 嘉永四年十一月には多久領高木川内石炭山の棟梁であつた四下村の安太夫は、その配下の掘り達が柱取り5)をなしたため逼塞を命ぜられてゐる。しかも、その前年夏にも彼の配下の大村領其他他領よりの掘りが柱倒しをして逃亡したにもかかわらず、元方へ届け出なかつたことも今回の処罰に大きく影響してゐた。『御手当帳』

「 仰 渡

四下村 安太夫

其方儀、高木川内石炭山棟梁ニ相部リ居候ニ付而ハ、御法違候儀亦無之様可心懸候処、其儀不行届、多久町嘉平其外柱取、将又去夏も大村其外他邦之者共、柱倒いたし逃去候付而者、則元方共エ可申届候処、無其儀、旁無調法之到候、依之逼塞被仰付もの也、

嘉永四年亥十一月廿六日

この場合掘りが多久町の者や、大村藩ほか他領の者であることを注意しなければならぬ。逃亡後も更に他の石炭山に流入し転々と流動してゆく者ではなかつたかと思われる。

(6) さきに(3)において唐津領の炭坑の石炭運送のため、多久領内の者が運送方として吸引され、多久領の石炭運送方に支障を生じたことを窺つたが、嘉永五年九月にも唐津領の石炭を多久領の古賀津まで運送するため、多久領より多数稼ぎに出て、多久領の狩谷の炭坑では石炭運送の人馬が少なくなつて難渋し、小物成方に、領内の人馬が唐津領の石炭を運ばぬよう手当されたい旨を願ひ出ている。

『御小物成所日記』(嘉永五子九月ヨリ)の嘉永五年九月十日の条

に左の如く見えてゐる。

「 奉願口上覧

唐津御領石炭過分出方を以、御私領御番所通ニメ古賀津迄運送之儀、御私領之人馬数多運送仕候ニ付、かり谷石炭纜之出方相成候をも、運送之人馬手少ク、場売炭亦も存分売方不相成、俵炭も直段引下ケ後迄難渋不少御座候付、御私領人馬之儀、唐津炭不相運候通御手当ヒ成下度奉願上条、何所願之通被差免被下候様、御筋々急度被仰付可成被下義奉願上候、已上

子九月

御小物成方

御代官所

徳 蔵

久米 蔵

供 蔵

御役所

(7) 安政四年六月廿八日には多久原村の米満松左衛門が『刑罰帳』

(嘉永三年戌九月ヨリ)に次の如く見えてゐる。

「 仰 渡

南里三郎左衛門与帳

多久原村

米 満 松左衛門

其方儀兼而風俗不宜、農業方無精ニ有之候処より家居も致沽却、終ニハ一類共ニも難題相懸、石炭駄賃ニ相部リ、石炭数俵相紛リ、炭元より之車送ニ船津請取判ニ作畧いたし、炭元より不審相立及問合候ニ付、有銘申出重疊申断候得共、炭元承知不仕候付、暫時居所相替し候外無之と存付、御城下筋罷越数十日日雇相部、罷帰候上ハ被

相禁置候唐津炭白石筋へ附出売払、旁背御法言語道断不屈者ニ候、依之百五拾日徒罪之上、日教三日棒杭と相晒もの也

安政四年巳六月廿八日

米満松左衛門は南部三郎左衛門の与帳に属する者で、足輕であつたと思われるが、家屋敷を売却するほど困窮し、石炭運送の駄賃稼に出て、さらに佐賀城下にも日雇稼に出たのであつた。

(8) 慶応四年八月には、多久領の別府・古賀津あたりの者が唐津地方の石炭山の日雇稼に出て、薩州金という真為分り兼ねる金子を多久領内に持ち込み使用したため、以後取締るように命じている。薩州金を支払つたのは当時薩摩藩が経営していた石炭山であろう。もつとも他領への出稼全般を禁じたのではなく、日雇賃を石炭で支払われるならば、積極的に日雇を出すことを考えており、他領へ手続無くして出ることとは原則としては国禁であるが、他面では「内々大目ニ見られ」たことでもあつた。こうした点に、石炭山をめぐる当時の状況を察し得るのである。「御屋形日記」(慶応三年卯九月より同四年辰八月迄)の辰八月廿一日の条に次の如く見えている。

一、薩州金遣方之末、郡方々被相達候次第、左之通

一筆致啓達候、郡方々呼出御用有之、木下彦四郎差出候処、別府・古賀津辺リ之者共唐津石炭山日雇稼きとして罷出、真為相分り兼候金子を砥川・西川其外最寄之村々へ遣出候趣相聞候、全体他領へ無手数ニ而罷越候義、御御国禁ニ候処、右之次第不宜義ニ候、一鉢ハ御調子ニも相成答候へ共、以後右様之義無之通、於御内輪屹度御手メ相附候様、尤是申一約定ニ而日雇相部リ居、何ホ之訳ニ而罷出候哉、向方々問合ホいたし候節ハ金子之善悪之沙汰ハ不仕、日雇賃之義、以後石炭ニ而相渡候半者、是迄之通打進可罷

出、能様相答候□□役筋々懇ニ被相諭候様、尤右存寄之向も有之候半ハ早速無伏蔵達懸相成候様、旁執行に可被相達候由御座候末、御当役方ニ相達、急ニ御取メ相成候通御取斗可被成候、此段為可申越如此御座候、恐々謹言

八月十二日

米倉 内蔵允

堀江 新九郎

草場 立太郎 様

別啓、本文ニ他領罷出候義ハ御国禁ニ而不宜、尤日雇賃石炭ニ而遣候ハ、打進可罷出と相答候情との言葉ハ不都合相見候へ共、表向之御控と内々大目ニ見られ候との事と被相考候、委細ハ大庄屋筋へ一昨日被相達置候由御座候、御含迄申越候、以上

内蔵 允

新九郎

立太郎 様

以上、窺ってきた史料は数少いが、一応幕末期の肥前多久地方の炭坑労働者について或程度推察を加えることが出来よう。ことに(1)・(4)・(5)の事例のように、掘子には豊前・筑前・大村領等他国よりの流入者が屢見られ、それと並んで一例ではあるが、多久町の者もいること、また(3)・(6)・(7)の事例のように多久領より唐津領へ石炭の運送方として駄賃稼に出る者が多かつたこと、また他領との領境を越えることは事実上容易になつていたことを知るのである。

掘子については、唐津藩領梶山村の石炭山においても同様なことが指摘出来るのであつて、天保七年七月に出水した際、島原藩小浜村の亀八が土場の石炭が流失しないよう片付けた後、川へ泳ぎ出して行方不明になつたこと(6)、また佐賀藩諫早領長尾村の幸之介が天

保九年より石炭山稼に来ていたが、翌十年正月に持病再発し、三月に国元まで継送りになっていること⁷⁾、或は文久二年四月梶山村の石炭元方浅右衛門の掘子三十六人、恵右衛門の掘子三三人、式藏の掘子十四人の出身地が筑前・肥前・平戸・長崎・嶋原・柳川・対馬（対馬領の意か）等広汎な地域に及び⁸⁾、明治五年の相知・梶山村の石炭掘子も筑前・肥前・伊万里・有田・五島・長崎・筑後柳川等であったのである⁹⁾。

かかる事例と多久領の史料をあわせ考えると、肥前多久領においても專業の掘子は他国よりの流入者を主としていたのではあるまいか。また、同時に多久領内からも多久町の者の例の如く掘子に出つたのであろう。なお掘子が採掘について山元よりも山の実情を知っていたことは当然であろうが、次の史料でもそれを推察出来る。「御手当帳」（嘉永三年戌九月より）に見えるものである¹⁰⁾。

「 申渡

平 太 夫

吉 太 夫

其方共儀一類左衛門・百太郎古賀山石炭掘方願出候処、存分之出炭無之、納金合不埒候ニ付、まぶ御封印、山御取揚ニ相成候末、跡代被仰付候処、是又思和敷無之相止候外有之間度、何と取斗可然歟、掘方之儀も一先相止罷至候半、掘子共 天井石を取り今少し向へ掘入候へ、上炭可有之申述候を、左衛門・百太郎聞付、其方共へハ申談も不相整、自儘ニ天井石を相迦し掘方相整、扱又観奇堂最寄へ新まぶ相開候由、右之次第ハ其方共には毛頭不相心得段、旁申出儀ニ候得共、右様手数込之儀亦無之様、猶又精々立入心配相整候ハ而不相叶之処、前断之次第甚以等閑之至ニ候、依之まぶ御封印山御取揚被成もの也

文久元年酉十月十七日

推察をたくましくすれば、筑豊等他国より流入し各地で石炭に経験ある掘子によつて石炭山が採掘されていったのではあるまいか（もつとも此の点では多久領の石炭採掘の歴史も史料的に相当遡れるよう、更に年代を遡つて研究する必要を感じているので、それほど積極的に主張するつもりはない）。

石炭運送方に多久領の者が日雇・駄賃稼に出て領境を越えていたことは前述の通りであるが、佐賀藩においては他領との奉公関係の出入を嚴重に統制した『年行司掟』があり、実態は多少変容していたとしても、決して空文にはなつてはいなかつた筈で、また「他領身売」をして処罰された事例もあるが¹¹⁾、他領石炭山への日雇・駄賃稼は貧農層への潤いとして、大目に見られたのである。

多久には豊富な史料があるから今後とも史料を探り肉付けしたいと思つている。

註

(5) 柱取り、柱倒しは同義か否か、またその意味も明らかでないが、残柱を採掘することではあるまいか。杭木を取ることも考えられないではないが、いづれにしろ坑内の状況を悪くする意味に使われている。御教示を乞う次第である。

(6) (7) 『筑豊石炭産業史年表』による。出典は梶山村峯家文書。

(8) 槽垣元吉「唐津藩石炭史の研究」（『史淵』第八二輯）一〇一頁。

(9) 隅谷三喜男著『日本石炭産業分析』八二一―八四頁。

(10) これと関連して文久元年酉十月十七日、左衛門・百太郎に対する「申渡」がある（嘉永三年戌九月より『刑罰帳』）

(1)『御屋形日記』(安政五年九月々六年八月迄)

安政五年十二月十八日条。鶴田又右衛門与帳牟田辺村七田万平についで「前方も他領身売いたし御手当被仰付置候処……」とある。「補遺」

脱稿後気付いたもので、明治四年七月と推定される史料であるが、廃藩以前で幕末の状況も推察できるので次に掲げる。副島家文書

(多久市立図書館所蔵)の中のものである。多久郷高木川内村源右衛門は、全郷小侍村に石炭掘方の請元を願ひ出した際に次の如く述べている。

「奉願口上覚

多久郷小侍村之儀、地行貧窮之村柄、近年打続凶作大損毛之末、未取撃出来兼、当時柄日雇亦相持候向も無御座、既ニ及飢命候参懸ニ而、いつれ之仕成を以なり共、日用相弁可申哉と夜白讃談仕候半、高木川内村分ニ谷熊元と申所へ相応之炭立有之趣ニ付、其職之者召連見調子候処、別紙之通出炭有之見込ニ付、右石炭掘方相始候ハ、日雇其外活計之手段相附可申、至極之仕合ニ相心得罷仕候、……(以下略)……

未七月

高木川内村

源右衛門」

石炭の採掘をはじめることによって、貧窮の村に日雇の雇傭機会そのほか生計の途が開けるであろうと願ひ出て、別紙の「仕組覚」の中には、

「掘子并石炭下シ之者其外日雇、村方耕作手透者今相部可申、扱又地方分炭掘稼として諸方参居候者をも召呼、他方之者ハ成丈相交申間敷候」

とあり、掘子・運送方・日雇が村方の農間稼や、領内各地から入り

込んでいる專業的炭掘稼の者を雇傭することを述べるとともに、他方之者をなるだけ入れないことを云っているが、(1)の史料の如く他領の者が入り込まぬことを条件に採掘を許されたにもかかわらず、実際には他領の者が入り込んでいたことを考うれば、ここに「成丈」とあるのは相当幅のあることと考えられる。

後記

小稿を草するにあたり、多久市立図書館に種々御世話になった。館長龍野一務氏、司書細川章さんに紙上を借りて感謝の意を表す。